

セルフ・ケアサークル「ひなたぼっこ」規約

2015年4月1日作成

2016年6月6日改定

第1条 (サークルの名称および活動場所)

本サークルはセルフ・ケアサークル「ひなたぼっこ」と称し(以下、「本サークル」という。)、ひなた助産所を拠点として活動する。

第2条 (メンバーの資格)

本サークルのメンバーは、すべてのライフサイクルにある女性で、フィットネスおよびベビーマッサージを通じて、健康づくりと発達についての、学習および実践に真摯に取り組み、ひなた助産所主催のレッスンに参加する者をもって構成する。

第3条 (サークルの目的)

本サークルは、フィットネスおよびベビーマッサージを通じて、メンバー相互の学習と支援により親睦を深め、女性の健康づくりと発達の促進に資することを目的とする。

第4条 (役員)

本サークルの役員として、代表1名をおく。代表は、ひなた助産所所長とする。

第5条 (役員の仕事)

代表は、グループを統括し、メンバー名簿の作成・管理、レッスン施設の調整、および必要経費の収支をする。

第6条 (会期)

本サークルは3カ月を1クールとし、クールごとに更新を行う。

第7条 (会費)

会費は、60分当たり1,200円(税込)とする。ただし、ベビーマッサージと産後マヨガの会費は90分当たり1,500円(税込)とする。

2. 本サークルのメンバーは、クールごとにレッスンを選択できる。

3. 本サークルのメンバーは、会費3か月(1クール)分を、該当クールのレッスン初日の前日までに代表に納入する。ただし、クールの途中から参加する場合、参加以降該当クールで開催されるレッスン回数に応じた会費を、参加以降該当クールの初めに開催されるレッスンの前日までに代表に納入する。

4. 会費は、講師謝礼金と施設使用料に充てる。

5. 会費は、メンバー個人の理由により欠席した場合、原則、返金は行わない。

6. 会費以外に費用が発生する場合には、該当クールの前月5日までにメンバーに、ホームページまたはメールにて告知する(1~3月分は12月5日まで)。

第8条 (レッスンの振り替え)

本サークルのメンバーは、レッスンを欠席した場合、本サークルが開催する他のレッスンに振り替えて参加することができる。ただし、欠席するレッスンの開始前までに代表に欠席の旨を連絡した場合に限る。

2. 会費の差額が生じる場合、減額分の返金を行わないが、託児料金等の増額分については、振り替えのレッスン日に代表に納入する。

3. 振り替えが可能な期間は、欠席したレッスンの属するクールの翌クールまでとする。

第9条 (活動日)

活動日は、レッスンごとに日時と場所を決定し、該当クールの前月5日までにメンバーに、ホームページまたはメールにて告知する(1~3月分は12月5日まで)。

2. 活動日は、自然災害(台風、大雪など)、講師および会場の都合により、中止または延期することがある。中止の場合は代行日の設定または返金により対応する。

第10条 (体調不良時の申告)

メンバーと、レッスンに参加する子どもおよび託児を利用する子どもの体調が不良な場合(感染症の疑いを含む)は、代表に申告し、無理なレッスンへの参加をしない。

第11条 (物品管理)

個人の所有物については自己責任において管理し、破損および盗難については、本サークルは責任を負わない。

2. 使用施設およびサークルの共用物品についての、破損および盗難予防に努める。

第12条 (子どもの事故対応)

託児付レッスンにおいて託児する子どもの事故については、代表が傷害保険に加入し、対応する。

2. ベビーマッサージおよび子ども同伴のレッスンの子どもの事故については、保護者が責任をもって予防と対応にあたる。

第13条 (個人情報の管理)

メンバーの名簿および個人情報は、代表が厳正に管理し、本サークルの活動目的以外では使用しない。

第14条 (規約の改正)

規約の改正は、代表が必要と認める時にメンバーを召集する会議において、出席者の過半数をもって行う。

以上